

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成24年
11月27日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (三件) (厚政課) 五
 - 解除予定保安林 (美祢市) (森林整備課) 七
 - 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項 (水産振興課) 七
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 七
 - 道路の位置の指定 (建築指導課) 八
- 公告
 - 国土調査の成果の認証 (地域政策課) 八
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (二件) (県民生活課) 八
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (九件) (商政課) 九
 - 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 一
- 雑報
 - 県報の正誤 (平成二十四年十一月十六日山口県告示第四百五十六号) 二

山口県告示第四百六十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前



評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年十一月二十七日から同年十二月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
所 在 地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/日$)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
四一〇イ	三・五	平成二四、 一、一八	平成二四、 一、一八	平成二四、 一、一八
四一〇ロ	〇・〇三	平成二四、 一、二〇	平成二五、 一、二五	平成二五、 一、三〇

備考 「四一〇イ」及び「四一〇ロ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十一号の香料製造業の用に供する洗浄施設及び同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	浮遊物質量 (mg/ℓ)	窒素 (mg/ℓ)	窒素 (mg/ℓ)	汚水等の一日当たりの量 (m³)				
							通	常	最	大
							常	最	大	
四一ーイ	七	二二、一一三	五	〇・五	〇・五	六・三				
四七ー口	〃	九八、五〇〇	〃	五〇〇	〇・〇五	〇・〇二				

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力 (m³/日)	処理の方式	使用時間 間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定 年 月 日	工事完成予定 年 月 日	使用開始予定 年 月 日
好気性排水処理設備	コンクリート製	一、六〇〇	活性汚泥	連続	二四時間	変動なし	(既)		(設)
総合排水処理設備	〃	一一〇、〇〇〇	中和・沈殿	〃	〃	〃			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目	汚水等の汚染状態の値				汚水等の一日当たりの量 (m³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	浮遊物質量 (mg/ℓ)	窒素 (mg/ℓ)	
好気性排水処理設備	処理前	一一	五二九・四	四一九	二・五	五五八・八
	処理後	七	七七・九	二〇	二二・八	〃
総合排水処理設備	処理前	七・五	四・三	二五	五・八	七七七・〇
	処理後	〃	〃	〃	〃	七〇九・六

五 排出水の汚染状態の値及び排出水量

No. 10 排水口	No. 8 排水口	No. 7 排水口	No. 6 排水口	No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口の		排出水の一日当たりの量 (m ³)
							水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・五	〃	八・三	〃	七・五	七・二	七・四	通常	最大	通常
〃	〃	〃	〃	〃	〃	九・六	〃	〃	〃
四・三	〃	三・一	〃	三・五	六・七	一〇・九	通常	最大	通常
二〇	〃	〃	四・五	一五	〃	二〇	〃	〃	〃
一三	〃	〃	七	一八	二二	一五・九	通常	最大	通常
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二五	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二・五	〃	〃	〃
五・八	〃	〃	〇・六	〇・六九	一・二	一五	通常	最大	通常
二三	〃	〃	三	六	五	四八	〃	〃	〃
〇・二二	〃	〇・〇六	〃	〇・〇五	〇・〇六	〇・〇五	〃	〃	〃
二七七	〃	〃	〃	〇・二	〃	〇・八二八	〃	〃	〃
七〇九・六八五	八五二・一二〇	六四八・〇〇〇	九一・二〇〇	二四・七五〇	四四・六二五・九	二二〇・八三五・九四〇・八	〃	〃	〃
三三三・四	八五二・一二〇	六四八・〇〇〇	九一・二〇〇	三三・五二四	四六・七九四	〃	〃	〃	〃

山口県告示第四百六十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年十一月二十七日から同年十二月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 宇部興産株式会社

住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

排 水 口	項 目	通	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	磷 ^{りん} (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
		常	最	大	通	常	最	大	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種 類	備好気性排水処理設		種 類		項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	総合排水処理設備	種 類	種 類	種 類		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
種 類	処理後		処理前		項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前	変更後	変更前		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
種 類	処理後		処理前		項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前	変更後	変更前		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
種 類	処理後		処理前		項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前	変更後	変更前		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	七四		項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
種 類	七四		項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第四百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

No.10 排水口		No.8 排水口		No.7 排水口		No.6 排水口		No.3 排水口		No.2 排水口		No.1 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	七・五	〃	〃	〃	八・三	〃	〃	〃	七・五	〃	七・二	〃	七・四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	九、六
四・三	四・二	〃	〃	〃	三・一	〃	〃	〃	三・五	〃	六・七	〃	一〇・九
〃	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	四・五	〃	一五	〃	〃	〃	二〇
〃	一三	〃	〃	〃	〃	〃	七	〃	一八	〃	二二	〃	一五・九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二・五
〃	五・八	〃	〃	〃	〃	〃	〇・六	〃	〇・六九	〃	一・二	〃	一五
〃	一三	〃	〃	〃	〃	〃	三	〃	六	〃	五	〃	四八
〃	〇・二二	〃	〃	〃	〇・〇六	〃	〃	〃	〇・〇五	〃	〇・〇六	〃	〇・〇五
〃	二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・二	〃	〃	〃	〇・八
七七、七〇九・六八五、三三三・四	七七、七〇三・三八五、三七七・一	〃	八五二、一二〇	〃	六四八、〇〇〇	〃	九一、二〇〇	〃	二四、七五〇	〃	四四、六一五・九	〃	二八、二三〇・八三五、九四〇・八
〃	〃	〃	八五二、一二〇	〃	六四八、〇〇〇	〃	九一、二〇〇	〃	三三、五二四	〃	四六、七九四	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社むつちゃん方	山口市徳地島五九〇の二	訪問介護むつちゃん方	山口市徳地島五九〇の二	訪問介護	平成二四、七、一
山陽メデイカ株式会社	〃 小郡下	訪問介護むつちゃん方	〃 阿知須	訪問介護	〃
ルケア株式会社	〃 九郷二二五六の六	レイフケアサービス	〃	〃	〃
株式会社富貴	防府市八王子一丁目一七番七号	訪問介護ふつき	防府市八王子一丁目一七番七号	訪問介護	〃

名称	住所	名称	住所	指定年月日
合同会社さくら	岩国市海士路町二丁目二九番四六号	けあせんたい	岩国市海士路町二丁目二八番	〃
医療法人おがはら会	大島郡周防大島町大字小松五五八	訪問介護ステーションな	大島郡周防大島町の四	〃
フラワー・ブロスTMS株式会社	宇部市大字中野開作六七	かりん薬局	宇部市東梶返三丁目一七番二四号	〃
有限会社若松薬局	若松町四番一七号	菜のはな薬局	山口市下小鯖一三三一の八	〃
株式会社アルケア	岐波八〇五	喜笑苑デイサービスセン	宇部市大字西岐波八〇五	〃
有限会社スフォーマック	丁目一番八	セイター私の家	南四丁目九番二一〇号	〃
株式会社VA	山口市秋穂西三三七の四	セイタービスあいお	山口市秋穂西三三三	〃
山陽メデイカ	郷二五六の九	ライフケアサービスあ	浜表南五三一の二	〃
株式会社田村	白石三丁目七番四号	白石三丁目田村	白石三丁目七番四号	〃
有限会社松重商店	岩国市関戸一丁目一〇五の二七	セイタービスとふれんど	岩国市関戸一丁目一〇五の二	〃
社会福祉法人青藍会	山口市吉敷中東一丁目一番二	ハートホーム	山口市宮野下一二九九六の一	〃

山口県告示第四百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

居宅介護支援事業者
主たる事務所の所在地
居宅介護支援事業所の所在地
指定年月日

山口県告示第四百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

名称	住所	名称	住所	指定年月日
株式会社アルケア	宇部市大字西岐波八〇五	喜笑苑居宅介護支援事業所	宇部市大字西岐波八〇五	平成二四、一
社会福祉法人博愛会	防府市大字台道一六五五	秋穂あかり園居宅介護支援事業所	山口市秋穂東三九八〇	平成二五、〃
合同会社大輪	山口市小郡下郷一七九九の九	アイビーケアサポートセンター	〃 二五の一	平成二四、〃
株式会社つながり	防府市大字高井九八〇の七	つながり居宅介護支援事業所	防府市大字高井九八〇の七	〃
合同会社さくら	岩国市海士路町二丁目二九番四六号	けあせんたいさくら	岩国市海士路町二丁目二八番	〃
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	ニチイケアセンター 菊川	周南市大字下上六四四の一	〃
株式会社アルケア	岐波八〇五	喜笑苑デイサービスセン	岐波八〇五	〃
株式会社TMS株	宇部市大字中野開作六七	かりん薬局	宇部市東梶返三丁目一七番二四号	〃
医療法人社団阿陽会	阿知須四二四の一	阿知須訪問看護ステーション	阿知須四二四の一	平成二四、八
有限会社サク	宮野上一六九の八	サクラ介護事業所	〃 三の宮二丁目二番一〇号	平成一九、四
株式会社むつちゃん方	山口市徳地島地五九〇の二	訪問介護むつちゃん方	山口市徳地島地五九〇の二	平成二四、七

有限会社 〃
フォーマック 〃
ス 〃

株式会社VA 〃
株式会社田村 〃

株式会社松重 〃
有限会社松重 〃

医療法人仁心 〃
会 〃

社会福祉法人 〃
青監会 〃

医療法人仁心 〃
会 〃

山口市吉敷中 〃
東一丁目一番二 〃

ハートホーム 〃
宮野シヨート 〃

山口市宮野下 〃
二九九六の一 〃

老人保健施設 〃
昭和町共生苑 〃

宇部市昭和町 〃
一丁目二番一 〃

宇部市昭和町 〃
二丁目二番一 〃

宇部市昭和町 〃
一丁目二番一 〃

老人保健施設 〃
昭和町共生苑 〃

宇部市昭和町 〃
二丁目二番一 〃

宇部市昭和町 〃
一丁目二番一 〃

老人保健施設 〃
昭和町共生苑 〃

宇部市昭和町 〃
二丁目二番一 〃

宇部市昭和町 〃
一丁目二番一 〃

老人保健施設 〃
昭和町共生苑 〃

宇部市昭和町 〃
二丁目二番一 〃

宇部市昭和町 〃
一丁目二番一 〃

老人保健施設 〃
昭和町共生苑 〃

宇部市昭和町 〃
二丁目二番一 〃

宇部市昭和町 〃
一丁目二番一 〃

老人保健施設 〃
昭和町共生苑 〃

宇部市昭和町 〃
二丁目二番一 〃

宇部市昭和町 〃
一丁目二番一 〃

老人保健施設 〃
昭和町共生苑 〃

宇部市昭和町 〃
二丁目二番一 〃

済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第四百七十二号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。
当該届出に係る指定漁船調査は、次の二により縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 届出事項

加入区	住	発	起	所	人	名
柳井加入区	〃	柳井市伊保庄三二二六の一	〃	〃	上原 勇	山口県漁業協同組合
加入区	〃	〃	〃	〃	鈴木 勲	山口県漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

加入区 縦覧期間 縦覧場所
柳井加入区 平成二十四年十一月二十七日から同年十二月十日 山口県漁業協同組合
一日まで

山口県告示第四百七十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 区域の名称

関西町(3)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	下 関 市	町 名	西 町	地 番	一 号	標 柱 番 号	一 号
〃	〃	〃	〃	五五七の三	二 号	二 号	二 号
〃	〃	〃	〃	五四三の一	三 号	三 号	三 号
〃	〃	〃	〃	五四七	四 号	四 号	四 号
〃	〃	〃	〃	五四七	五 号	五 号	五 号
〃	〃	〃	〃	五四七	六 号	六 号	六 号

山口県告示第四百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山 本 繁太郎

地 名 及 び 番 地	山陽小野田市大字西高泊字銅子田一三二七の二二二の二一及び一三二七の二二二の二一	幅 (メートル)	五・九〇六・二	延 (メートル)	九七八・〇	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)	五、九三六・二五
〃	山陽小野田市大字西高泊字神田沖六一一の八、六一二の九、六一三の九、六一四の九、六一五の九、六一六の九、六一七の九、六一八の九、六一九の九、六二〇の九、六二一の九、六二二の九、六二三の九、六二四の九、六二五の九、六二六の九、六二七の九、六二八の九、六二九の九、六三〇の九、六三一の九、六三二の九、六三三の九、六三四の九、六三五の九、六三六の九、六三七の九、六三八の九、六三九の九、六四〇の九、六四一の九、六四二の九、六四三の九、六四四の九、六四五の九、六四六の九、六四七の九、六四八の九、六四九の九、六五〇の九、六五一の九、六五二の九、六五三の九、六五四の九、六五五の九、六五六の九、六五七の九、六五八の九、六五九の九、六六〇の九、六六一の九、六六二の九、六六三の九、六六四の九、六六五の九、六六六の九、六六七の九、六六八の九、六六九の九、六七〇の九、六七一の九、六七二の九、六七三の九、六七四の九、六七五の九、六七六の九、六七七の九、六七八の九、六七九の九、六八〇の九、六八一の九、六八二の九、六八三の九、六八四の九、六八五の九、六八六の九、六八七の九、六八八の九、六八九の九、六九〇の九、六九一の九、六九二の九、六九三の九、六九四の九、六九五の九、六九六の九、六九七の九、六九八の九、六九九の九、七〇〇の九、七〇一の九、七〇二の九、七〇三の九、七〇四の九、七〇五の九、七〇六の九、七〇七の九、七〇八の九、七〇九の九、七一〇の九、七一一の九、七一二の九、七一三の九、七一四の九、七一五の九、七一六の九、七一七の九、七一八の九、七一九の九、七二〇の九、七二一の九、七二二の九、七二三の九、七二四の九、七二五の九、七二六の九、七二七の九、七二八の九、七二九の九、七三〇の九、七三一の九、七三二の九、七三三の九、七三四の九、七三五の九、七三六の九、七三七の九、七三八の九、七三九の九、七四〇の九、七四一の九、七四二の九、七四三の九、七四四の九、七四五の九、七四六の九、七四七の九、七四八の九、七四九の九、七五〇の九、七五一の九、七五二の九、七五三の九、七五四の九、七五五の九、七五六の九、七五七の九、七五八の九、七五九の九、七六〇の九、七六一の九、七六二の九、七六三の九、七六四の九、七六五の九、七六六の九、七六七の九、七六八の九、七六九の九、七七〇の九、七七一の九、七七二の九、七七三の九、七七四の九、七七五の九、七七六の九、七七七の九、七七八の九、七七九の九、七八〇の九、七八一の九、七八二の九、七八三の九、七八四の九、七八五の九、七八六の九、七八七の九、七八八の九、七八九の九、七九〇の九、七九一の九、七九二の九、七九三の九、七九四の九、七九五の九、七九六の九、七九七の九、七九八の九、七九九の九、八〇〇の九、八〇一の九、八〇二の九、八〇三の九、八〇四の九、八〇五の九、八〇六の九、八〇七の九、八〇八の九、八〇九の九、八一〇の九、八一一の九、八一二の九、八一三の九、八一四の九、八一五の九、八一六の九、八一七の九、八一八の九、八一九の九、八二〇の九、八二一の九、八二二の九、八二三の九、八二四の九、八二五の九、八二六の九、八二七の九、八二八の九、八二九の九、八三〇の九、八三一の九、八三二の九、八三三の九、八三四の九、八三五の九、八三六の九、八三七の九、八三八の九、八三九の九、八四〇の九、八四一の九、八四二の九、八四三の九、八四四の九、八四五の九、八四六の九、八四七の九、八四八の九、八四九の九、八五〇の九、八五一の九、八五二の九、八五三の九、八五四の九、八五五の九、八五六の九、八五七の九、八五八の九、八五九の九、八六〇の九、八六一の九、八六二の九、八六三の九、八六四の九、八六五の九、八六六の九、八六七の九、八六八の九、八六九の九、八七〇の九、八七一の九、八七二の九、八七三の九、八七四の九、八七五の九、八七六の九、八七七の九、八七八の九、八七九の九、八八〇の九、八八一の九、八八二の九、八八三の九、八八四の九、八八五の九、八八六の九、八八七の九、八八八の九、八八九の九、八九〇の九、八九一の九、八九二の九、八九三の九、八九四の九、八九五の九、八九六の九、八九七の九、八九八の九、八九九の九、九〇〇の九、九〇一の九、九〇二の九、九〇三の九、九〇四の九、九〇五の九、九〇六の九、九〇七の九、九〇八の九、九〇九の九、九一〇の九、九一一の九、九一二の九、九一三の九、九一四の九、九一五の九、九一六の九、九一七の九、九一八の九、九一九の九、九二〇の九、九二一の九、九二二の九、九二三の九、九二四の九、九二五の九、九二六の九、九二七の九、九二八の九、九二九の九、九三〇の九、九三一の九、九三二の九、九三三の九、九三四の九、九三五の九、九三六の九、九三七の九、九三八の九、九三九の九、九四〇の九、九四一の九、九四二の九、九四三の九、九四四の九、九四五の九、九四六の九、九四七の九、九四八の九、九四九の九、九五〇の九、九五一の九、九五二の九、九五三の九、九五四の九、九五五の九、九五六の九、九五七の九、九五八の九、九五九の九、九六〇の九、九六一の九、九六二の九、九六三の九、九六四の九、九六五の九、九六六の九、九六七の九、九六八の九、九六九の九、九七〇の九、九七一の九、九七二の九、九七三の九、九七四の九、九七五の九、九七六の九、九七七の九、九七八の九、九七九の九、九八〇の九、九八一の九、九八二の九、九八三の九、九八四の九、九八五の九、九八六の九、九八七の九、九八八の九、九八九の九、九九〇の九、九九一の九、九九二の九、九九三の九、九九四の九、九九五の九、九九六の九、九九七の九、九九八の九、九九九の九、一〇〇〇の九	九・三〇九・九	二四二・二	二、四四八・四一			



(五六二) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下 関 市	平成二十二年六月七日から平成二十四年三月十一日まで	下関市地籍簿	菊川町大字上保木の一部
宇 部 市	平成二十二年六月四日から平成二十四年二月二十二日まで	宇部市地籍簿	大字船木の一部
下 松 市	平成二十二年六月四日から平成二十四年三月十三日まで	下松市地籍簿	大字切山、大字来巻及び大字河内の各一部
山陽小野田市	平成二十二年六月十日から平成二十四年二月二十七日まで	山陽小野田市地籍簿	大字小野田及び大字西沖の各一部

二 認証年月日

平成二十四年十一月二十七日

(五六三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年一月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ココロとカラダ健研究会

代 表 者 の 氏 名 小川 忠良

主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字西屋代一四七番地

(五六四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年一月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人優喜会

代 表 者 の 氏 名 富田 勝久

主たる事務所の所在地 光市大字小周防一六五八番地の一

(五六五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年五月二十九日山口県公告(二三三六)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋字猿田五〇七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五六六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年五月二十九日山口県公告(二四〇〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋字猿田五〇七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五六七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年六月二十六日山口県公告(二八五)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン宇部

所在地 宇部市明神町三丁目の一

二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 西恩田商業施設
所在地 宇部市神原町二丁目三七九〇の四
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ダイキ宇部店
所在地 宇部市明神町二丁目二の二
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(五六八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年六月二十六日山口県公告(二八六)に係る大規模小売店舗について次のとおり萩市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十四年十一月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部経済再生・企業誘致推進課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ザ・ビッグエクストラ萩店
所在地 萩市大字椿二二一五の一
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(五六九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年六月二十六日山口県公告(二八七)に係る大規模小売店舗について次のとおり萩市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十四年十一月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部経済再生・企業誘致推進課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ザ・ビッグエクストラ萩店
所在地 萩市大字椿二二一五の一
二 意見の概要
交通に係る事項について配慮を求める。

(五七〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年七月三日山口県公告(二九六)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十四年十一月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 西恩田商業施設
所在地 宇部市神原町二丁目三七九〇の四
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(五七二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年七月三日山口県公告(二九八)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキ宇部店

所在地 宇部市明神町二丁目二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五七三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年七月六日山口県公告(三〇二)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 西恩田商業施設

所在地 宇部市神原町二丁目三七九〇の四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五七四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

二十四年七月十日山口県公告(三二七)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン宇部

所在地 宇部市明神町三丁目一の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五七五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年十一月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字河内字南出合

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市大字徳山七四一八番地の九

磯部 泰良

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字末武上字大崎及び字上古所

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市生野屋西一丁目五番二五号

株式会社アイアセット

平成二十四年十一月二十七日印刷
発行

発行所

山口県知事

三	ページ
下	段
左から 二	行
三三・四八の二八	誤
三三八。四の二八	正

正誤
平成二十四年十一月十六日山口県告示第四百五十六号（保安林予定森林）

